

令和8年度 第1回安城市都市計画審議会議事録
日 時：令和8年5月11日（月）午後2時00分～
場 所：安城市役所第10会議室（本庁舎3階）

開会

1 辞令交付

2 市長あいさつ

3 会長及び副会長の選出

4 会長あいさつ

5 議題

- (1) 西三河都市計画用途地域の変更について
- (2) 西三河都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

【都市計画課】

〈関連する内容であるため、議題1、2について一括で説明〉

【伊藤会長】

はい。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明について何かご意見がございましたら発言をお願いいたします。

【伊藤会長】

特に意見がないようですので、私から少しお話しさせていただきます。

今回の都市計画変更には直接関係ないことではありますが、私が気になったことが1点あります。都市の将来像における位置づけの部分です。

今回の変更箇所は、「日本デンマークの原風景となる田園風景と調和した、多様な居住ニーズに対応した地域主体の住宅地等の形成をする」場所という位置づけをされております。私はデンマークの王立アカデミーで客員教授をやっておりますが、現在、幸福度の高い街、住みやすい街で、世界ランキング1位なのが、デンマークのコペンハーゲンです。スタートアップとか産業の面での競争、国際競争力も1位なんですね。

安城市がデンマークをいい意味で参照していくというのは、半世紀、1世紀越えて、非常にいいことだなと思っています。しかし、現時点では位置づけが田風景だけですので、田畑だけではなくて、まち全体を参考にされても良いのではないかと思います。今回、こ

の位置付けを変えてくださいと言ってるわけではなく、意識と構えの問題として認識していただければと思います。

また、できれば皆さんデンマークに行かれるといいんじゃないかと思います。私は海外視察もやっておりますので、本当に皆さん積極的に世界を見ていただきたいと思います。安城市だけではなく、日本の国自体が全体的に遅れているので、そういったところを体感しながら街を変えていくということが大事かなと思っております。デンマークに着目して世界ランキング1位の街を目指しているわけですから、風景だけじゃなく、まち全体を参照しながら変えていこうみたいな気概があるといいなと思いました。

以上、私からの意見です。

【近藤委員】

今回の用途変更について、多少違和感を持って説明を聞いておりました。

安城市の土地利用に関する基本的な考え方として、人が集中する中心となる場所があって、それは駅になると思います。そこから同心円状にだんだんと建物が低くなっていき、住居など人々の暮らしが広がっていくという考え方をお持ちだと思います。

今回の用途地域を変更する場所について、現在は第一種低層住居専用地域ですが、それが高い建物が建築できる用途地域に変更するということで、安城市の土地利用に関する基本的な考え方と少し逆行するのではないかと若干思った次第です。ゆとりのある生活環境を形成する貴重な第一種低層住居専用地域の用途地域の部分がなくなってしまうんだと思いつつながら、お配りいただいた都市計画図をみておりました。

ただ、これは、広い視点に立った土地利用に関する市の基本方針ですので、それぞれの土地利用に着目した場合、例えば、近隣商業地域において、その商業の建物を建てるときに、人々がそこを歩いて楽しそうな空間を作るなどの誘導策みたいなものを仕掛けていく際に少しボーナスをあげる、というようなことができると、生活環境はより良い方向に向かっていくかもしれない、とも思います。

この広い視点に立った土地利用と、ピンポイントでどうやって人々の動きを誘導していくかということは、別々の内容と思われるかもしれませんが、それらを連動して仕掛けていくと、会長の発言にもありましたデンマークのまちとリンクするような、安城市らしい都市計画ができるのではないかな、という期待を込めて発言いたしました。

【伊藤会長】

他にご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

特にご質問ないようですので、議題につきましては、原案通り議決し、答申することとして異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【伊藤会長】

ありがとうございます。それではご異議ないものとして認めまして、「議題1 西三河

都市計画用途地域の変更」及び「議題2 西三河都市計画防火地域及び準防火地域の変更」については、原案の通り議決し、答申いたします。

(3) 西三河都市計画道路の変更について

【都市計画課】

〈議題3についての説明〉

【伊藤会長】

ありがとうございました。ご意見やご質問などありましたら、挙手にてお願いいたします。

【小田井委員】

反対というわけではないですが、確認させてください。最後にご説明いただいた西尾安城線は、安城市域が0mということですが、安城市で変更しなければならないのでしょうか。

【都市計画課】

今回の諮問の内容につきましては、決定権者が愛知県になりますので、安城市が決定するわけではございません。ご説明させていただいた都市計画道路名豊道路、都市計画道路安城一色線及び都市計画道路西尾安城線の都市計画変更につきまして、愛知県より3路線まとめて関係する市町村として安城市に意見照会がございました。本市としては都市計画審議会に諮問し、ご意見をいただいたうえで回答をしたいと考えておりますので、安城市域での変更箇所はございませんが、説明をさせていただきました。

【伊藤会長】

補足というわけではないですが、お話しします。最終的には愛知県の都市計画審議会に諮ったうえで決定するものになりますが、その前に決定権者である愛知県としても関係市町村に意見を聴く必要があるので安城市に意見照会をしております。意見照会された中に西尾安城線も含まれているので、事務局としてはそれも含めて諮問していただいているというところでしょうか。

【都市計画課】

そのとおりでございます。ありがとうございます。

【今井委員】

都市計画道路の安城一色線について、中央分離帯を設置し、交差点以外での右折はできませんということですが、この道路はずっと集落の中を走ることになるかと思います。交

差点の場所が決まっていれば今教えていただければと思います。

【都市計画課】

信号交差点を想定して協議を実施しているのは、現在も信号交差点でございますが、都市計画道路名豊道路との交差点部分、都市計画道路西尾知多線との交差点部分と伺っております。また、その間にもう2箇所設ける計画となっております。ただし、信号設置も含めて確定したのではなく、詳細は実際の事業実施時に改めて協議し、決定すると伺っております。

【今井委員】

都市計画道路名豊道路との交差点と都市計画道路西尾知多線との交差点については信号が設置される可能性があるということですね。はい、ありがとうございます。

【伊藤会長】

他にいかがでしょうか。よろしいですか。特にご意見ご質問ないようですので、議題につきましては、原案通り議決し、答申することとして異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【伊藤会長】

ありがとうございます。それではご異議ないものとして認めまして、「議題3 西三河都市計画道路の変更」については、原案の通り議決し、答申いたします。

【伊藤会長】

これもちまして本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様におかれましてはご審議にご参加いただきまして誠にありがとうございました。

3 その他

- ・次回以降の都市計画審議会の諮問事項について（情報提供）

閉会